



軽自動車税種別割の税率について

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	第1種(50cc以下、0.6kW以下)	2,000円
	第2種乙(90cc以下、0.8kW以下)	
	第2種甲(125cc以下、1.0kW以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪(250cc以下) 二輪の被けん引自動車(農耕用を除く)	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

令和6年度の軽自動車税種別割では、初度検査年月が平成23年3月以前の車両が13年を経過したものとなり、重課の税率が適用されます。例えば、初度検査年月が平成23年3月の四輪軽自動車(乗用・自家用)の税率は、1万2,900円です。

なお、最初の新規検査をした年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。

三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分			税率(年税額)		
			平成27年3月31日までに 最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に 最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13年を経過した車両(重課)*
軽自動車	三輪	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪以上	乗用	7,200円	1万800円	1万2,900円
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	

*電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電気併用自動車、被けん引自動車を除く

令和5年4月1日～令和6年3月31日に最初の新規検査をした車両で、排出ガス規制と燃費基準を達成した車両は、**グリーン化特例(軽課)が適用されます!**

税率は下表のとおりです。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分			税率(年税額) 令和6年度のみ		
			電気自動車・燃料電池自動車(乗用自家用に限る) ・天然ガス自動車*1	ガソリン車・ハイブリッド車*2	
				基準1	基準2
軽自動車	三輪	乗用	1,000円	2,000円*3	3,000円*3
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
	四輪以上	乗用	7,200円	適用無し	適用無し
		乗用	5,500円	3,500円*4	5,200円*4
		貨物	4,000円	適用無し	適用無し
貨物	営業用	3,000円	適用無し	適用無し	

*1 燃料電池自動車は電気を動力源とし内燃機関を有しないもの。また、天然ガス自動車は、平成



30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減車が対象

*2 いずれも平成30年排出ガス規制50%低減車または平成17年排出ガス規制75%低減車が対象で、令和2年度燃費基準達成車が対象

*3 乗用営業用車に限る

*4 揮発油を内燃機関の燃料にするものに限る

基準1

令和12年度燃費基準90%以上達成車

基準2

令和12年度燃費基準70%以上達成車